

千代川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)  
に対する関係住民からのご意見と対応

令和4年8月4日

国土交通省 中国地方整備局

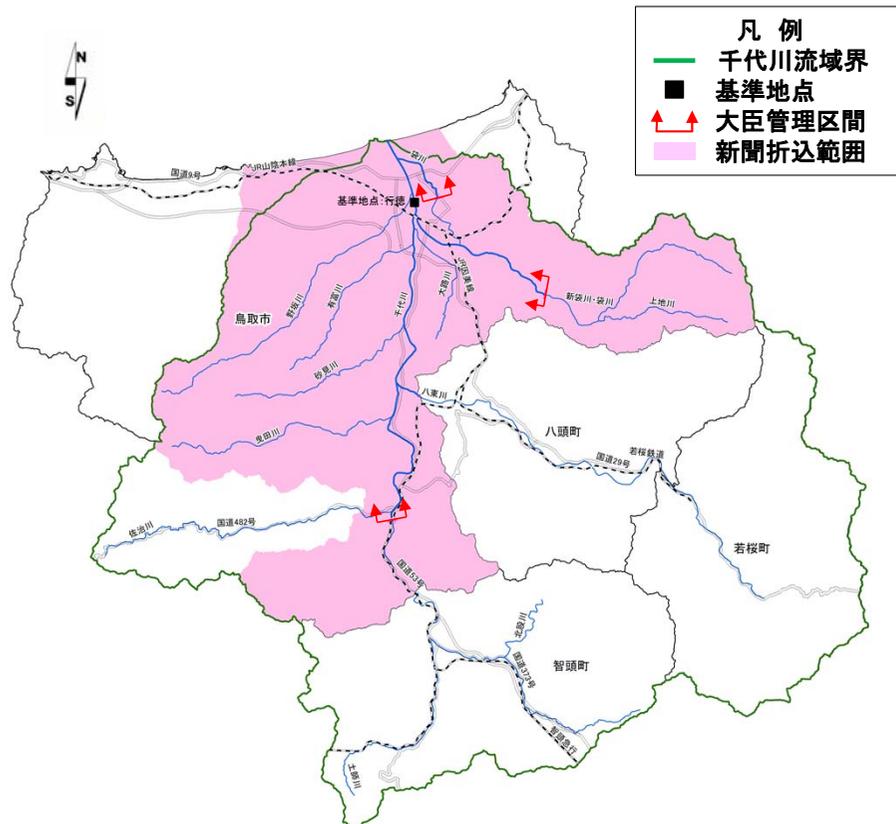
# 変更原案に対する意見聴取方法

千代川水系

意見聴取方法	概要	配布部数等	意見募集期間等
①新聞折込みによる意見聴取	大臣管理区間の沿川である鳥取市に対し、新聞折込を通じて、縦覧、意見聴取に関する案内を配布	・49,800部 〈配布内訳〉 鳥取市49,800部※	・折込日： 令和4年5月27日(金)
②変更原案の縦覧による意見聴取	国土交通省、鳥取県、鳥取市の関係部署に閲覧場所を開設	・閲覧場所12箇所	・意見募集期間： 令和4年5月27日(金) ～6月27日(月)
③鳥取河川国道事務所ウェブサイトへの変更原案の掲載	事務所ウェブサイトにて変更原案を公表し、 ①ハガキ②ファックス③電子メールによる意見を受付	—	

## 新聞折込による意見聴取範囲 (※)

(※) 鳥取市49,800部のうち、旧国府町1,850部、旧河原町1,820部、旧用瀬町920部配布



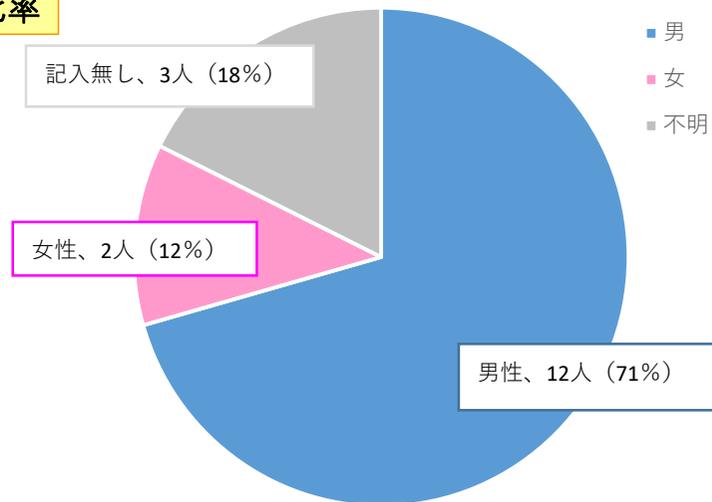
## 閲覧場所

No.	項目
国土交通省	中国地方整備局 情報公開室
	鳥取河川国道事務所
	千代川出張所
	河原出張所
	殿ダム管理支所
鳥取県	本庁舎1階県民室
	東部庁舎1階県民ホール
	八頭庁舎別館1階県民コーナー
鳥取市	本庁1階ハートフルコーナー
	国府町総合支所産業建設課
	河原町総合支所産業建設課
	用瀬町総合支所産業建設課

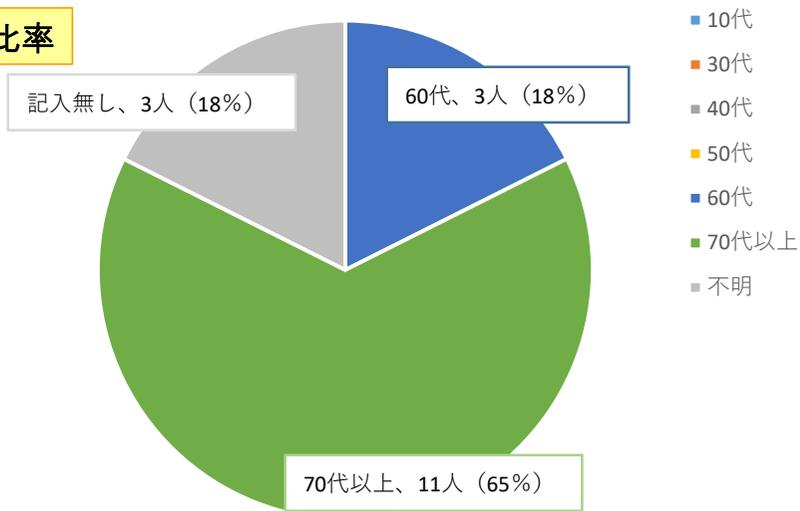
# 変更原案に対する意見返信状況

- 意見送付者数：17名
- 男女比率は、男性が全体の70%を占める（女性12%、記入無し18%）。
- 年齢比率は、70代以上の占める比率が65%と一番多く、次に60代が18%であり、60代以上では83%を占める。
- 居住地比率は、旧鳥取市が82%、旧用瀬町が6%である。

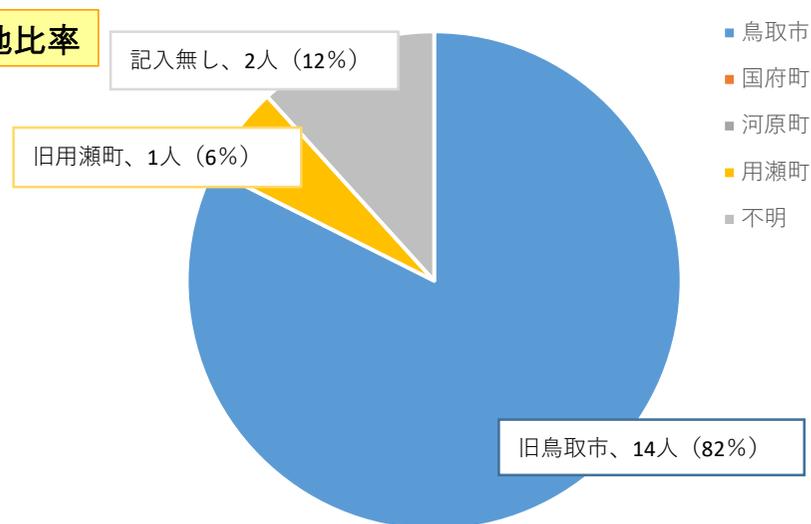
### ①男女比率



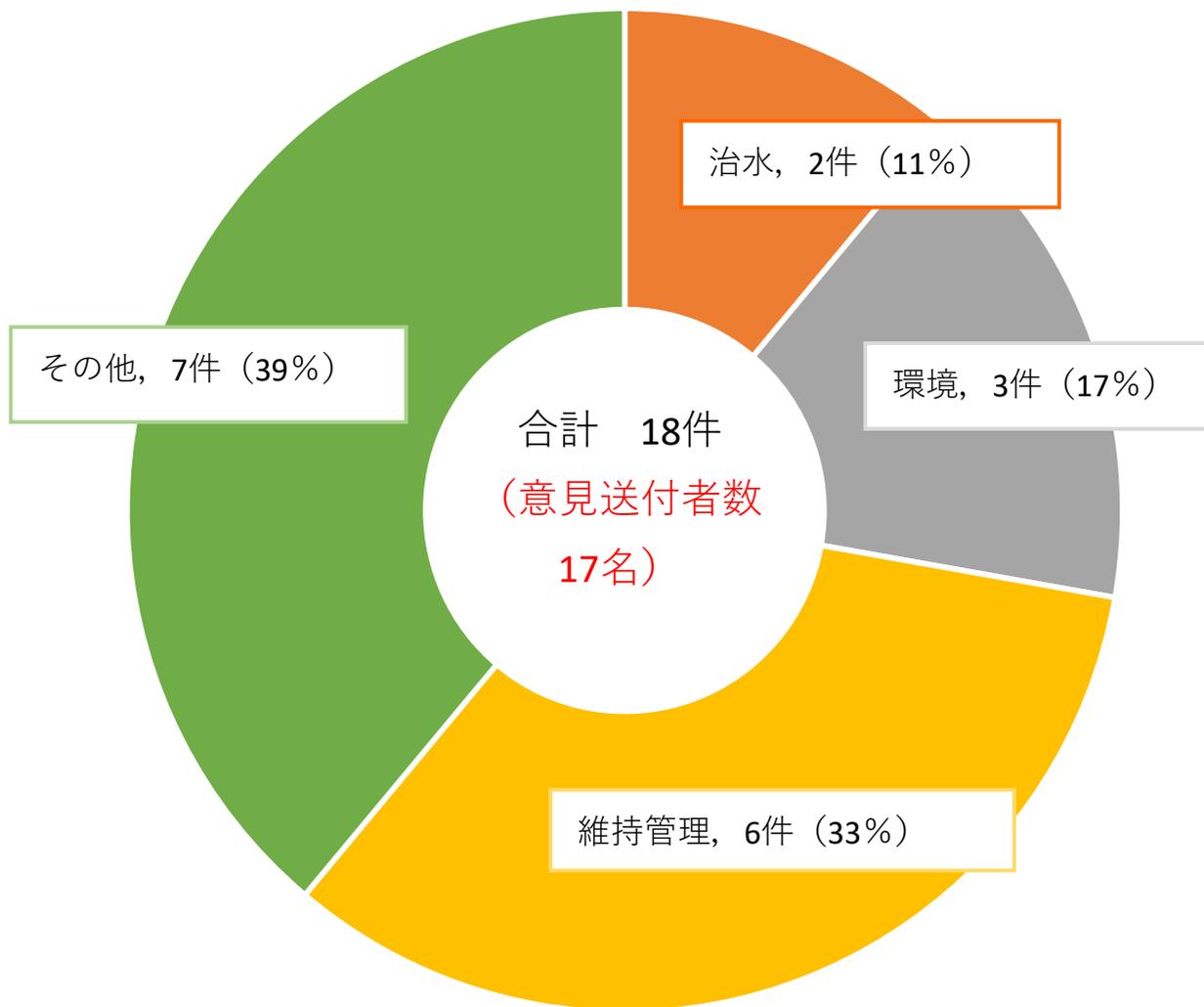
### ②年齢比率



### ③居住地比率



- 意見を「治水」、「環境」、「維持管理」、「その他」に分類整理した結果を下記に示す。
  - ・ 総意見数18件のうち、「治水」が2件、「環境」が3件、「維持管理」が6件、「その他」が7件である。
  - ・ 治水については、「河道掘削」、「橋梁」等許可工作物に関する意見があった。
  - ・ 維持管理については、「堤防のり面の除草」、「土砂堆積」、「河道内樹木」に関する意見があった。
  - ・ 環境については、「水質」、「生物の生息・生育」、「河川利用」に関する意見があった。
  - ・ その他については、「大臣管理区間外」「自転車道」の整備、「高速道路」の計画等に関する意見があった。



項目	意見数
治水	2件
環境	3件
維持管理	6件
その他	7件
計	18件

# 変更原案に対する意見概要

分類	小分類	意見要旨	意見数	回答(案)
治水-1	JR橋梁(旧)の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>(要望事項) 千代川工作物(JR橋梁(旧))の撤去(理由) 新袋川・大路川への背水の影響を軽減させるため。</li> </ul>	1	<p>ご指摘のJR橋梁については、構造物の基準に準拠し設置、活用されている許可工作物であり、本整備計画の内容として、背水影響等による橋梁を撤去する予定はございません。</p> <p>なお、同箇所における河川整備内容として、低水路掘削、左右岸高水敷掘削、古海揚水堰改築により、河道に配分する流量の安全な流下を図ります。</p> <p>また、橋梁などの許可工作物について、必要に応じ施設管理者と合同で確認を行う等、施設の管理状況を把握し、定められた許可条件に基づき適正な管理が実施されるよう施設管理者に対し助言・指導を行います。</p> <p>※(変更案)(案) P71、P90参照</p>
治水-2	5.1.3 施行の場所 (1)河道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状で最も氾濫の危険性大きい箇所の一つである吉成南町近辺の流下能力改善に関する具体的改修計画を早期に策定・提示頂きたい。</li> </ul>	1	<p>ご指摘の区間については、洪水を安全に流す能力が不足している下流の千代川(4.3k~5.5k(古海揚水堰))区間において、低水路掘削、左右岸高水敷掘削、古海揚水堰改築により、河道に配分する流量の安全な流下を図ります。</p> <p>※(変更案)(案) P71参照</p>
環境-1	5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質の良化が一層必要と思います。</li> </ul>	1	<p>千代川水系の水質保全目標となる水質汚濁に係る環境基準について、本川の各環境基準点の水質測定値は全ての項目で満足しているところです。</p> <p>また、本川と比べBOD(生物化学的酸素要求量)の値が高い支川の袋川においては、関係機関と連携して改善に資する取組を実施しているところです。</p> <p>今後も継続して、水質の保全のため、定期的に水質観測を行い、状況を把握するとともに、関係機関等と連携を図り、水質の保全を図ってまいります。</p> <p>※(変更案)(案) P41、P100、P103参照</p>
環境-2	5.2.3河川環境の整備と保全に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚の住みやすい環境作りも必要です。</li> </ul>	1	<p>河道掘削の際には、必要な治水効果を確保しつつ、動植物の生息・生育及び繁殖に必要な良好な河川環境が保全・創出される掘削方法を検討し、影響の緩和を図ります。また、河道掘削、堰改築にあたり、魚道等の改良や瀬・淵・ワンド・エコトーン等の保全・創出を行うことで、アユをはじめとする回遊魚等の移動の連続性を確保、産卵環境の保全を図ってまいります。</p> <p>※(変更案)(案) P104参照</p>
環境-3	5.2.4その他の河川維持管理 (2)河川空間の適切な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>あゆの解禁になりました。釣り人の姿が見えません！皆んなが川によりそえる様な川になりませんか。協力します。</li> </ul>	1	<p>河川空間の利活用の実態については、「河川空間利用実態調査」や「川の通信簿調査」等の調査実施により、定期的に評価・分析し把握を行っているところです。また「千代川流域圏会議」等を通じ関連機関、流域の皆様と連携しながら、河川利用によって、川への関心を高められるよう、河川愛護の普及・啓発を図ってまいります。</p> <p>河川空間の保全と利活用にあたっては、河川管理者と地元自治体、地域住民との連携を進め、河川空間の適正な利用が図られるように管理を行ってまいります。</p> <p>※(変更案)(案) P105,P106参照</p>

**【回答の色分け】**

黒字:ご意見に対する説明

青字:本文参照ページ

# 変更原案に対する意見概要

分類	小分類	意見要旨	意見数	回答(案)
維持管理-1	5.2.1 洪水等による被害軽減に関する事項 (3)堤防・護岸の維持管理	・重箱公園周辺における袋川土手のり面で刈り草が放置されており、放置された刈り草が降雨時に排水溝に流れ込み、排水溝で目詰まりをおこし、雨水が排水されにくい状態になっており、付近住宅への冠水が心配されます。また、刈り草の放置により、虫がわく・異臭がすると思います。	1	千代川大臣管理区間における河川管理区域内の堤防のり面の除草については、堤防の異常を早期に把握して堤防の機能を維持するために重要であることから、河川維持管理計画で定める適切な頻度（梅雨期前と台風期前の年2回）で集草を含め実施していますが、頂いた意見のようなことが無いよう周知徹底致します。 また、袋川重箱公園内の維持管理については、公園管理者である自治体により実施されるものと認識しております。 頂いた意見については、公園管理を行っている自治体へ情報提供させていただきます。 ※(変更案) (案) P84参照
維持管理-2	5.2.1 洪水等による被害軽減に関する事項 (4)河道内樹木の管理	・菖蒲は毎年のように水没します。千代川は川幅が狭いので下流の運動公園と木を取って広く川として使ってもらいたい。 ・菖蒲地区は、毎年の様に水害に見舞われている。千代川下流にある運動公園や周囲の樹木は堤内に移してもらいたい。	2	千代川大臣管理区間における河川管理区域内の公園等については、実施主体である自治体から、高水敷きを含む河道内は洪水を流すことを前提とした河川占用許可申請を受けて、河川管理者である国土交通省が河川管理上支障にならない範囲で占用許可を行っています。 また、河道内樹木は環境や景観形成等多様な機能を有していますが、一方で洪水時には水位の上昇や流木の発生原因となるため、繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下に支障とならない様、適切に管理を実施します。 ※(変更案) (案) P85参照
維持管理-3	5.2.1 洪水等による被害軽減に関する事項 (5)河道の維持管理	・袋川の川底が上がって来ているので、川の中に堆積している石、土、樹木などを取り除き、水の流れを良くしてもらいたい。	1	千代川大臣管理区間における河川管理区域内の土砂堆積については、土砂堆積による流水障害や河床の深掘れによる河川管理施設への障害が生じないよう、定期的に河川巡視や定期縦横断測量等を行い、河川の土砂堆積、河床低下等の状況を把握し、必要に応じて掘削等を実施します。 ※(変更案) (案) P86参照
維持管理-4	5.2.1 洪水等による被害軽減に関する事項 (5)河道の維持管理	・出水時に菖蒲樋門を閉めると内側の水位が上昇し水没する。千代川の東側の残土を取って広くして、流れをゆるやかにしてもらいたい。 ・早く菖蒲水門の対岸の残土を掘削して、水門前の流れを正常に流れるようにしてもらいたい。	2	千代川大臣管理区間における河川管理区域内の土砂堆積については、土砂堆積による流水障害や河床の深掘れによる河川管理施設への障害が生じないよう、定期的に河川巡視や定期縦横断測量等を行い、河川の土砂堆積、河床低下等の状況を把握し、必要に応じて掘削等を実施します。 ※(変更案) (案) P86参照

**【回答の色分け】**

黒字:ご意見に対する説明

青字:本文参照ページ

# 変更原案に対する意見概要

千代川水系

分類	小分類	意見要旨	意見数	回答（案）
その他-1	6.3 兼用道路及び河川に隣接する道路等との調整	・雨がふると自転車道が水であふれて河川沿いは通れなくなるので整備してほしい。	1	千代川大臣管理区間における河川管理区域内の自転車道については、実施主体である自治体から、高水敷きを含む河道内は洪水を流すことを前提とした河川占用許可申請を受けて、河川管理者である国土交通省が河川管理上支障にならない範囲で占用許可を行っています。 自転車道そのものの整備・維持・管理については、管理者である自治体において実施、判断されるものと認識しております。 なお河川敷地利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう、河川利用等に関連する道路の整備が行われる際には、河川空間の特性に配慮した整備が行われるよう調整を図ります。 ※（変更案）（案）P107参照
その他-2	堤外農地	・国安堤外農地が被害を受け源太橋から下流の地域被害を防いでいる。国安堤外農地の問題を市や県ではなく、国が責任を持って解決する事！！	1	指摘頂きました千代川右岸の国安堤外農地箇所につきまして、同堤外地は河道内（洪水が流れるところ）という位置付けとなっております。 「千代川水系河川整備計画」の変更にあたっては、流域内の人命・資産を守るために、治水安全度が低い箇所で、かかる費用に対して効果が大きい整備内容等を優先的に位置づける必要があり、同箇所の治水安全度は他の箇所と比べて高く、治水対策として事業実施する予定はありません。 なお、変更を予定する「千代川水系河川整備計画」のうち、人と河川の豊かなふれあいの場の確保といった河川環境の整備と保全に関する内容を追加し、取組が行われる場合、推進主体と連携して対応を行ってまいります。 ※（変更案）（案）P104参照
その他-3	山陰近畿自動車道 鳥取～覚寺間（通称：南北線）	・本整備計画（変更原案）には、南北道の架橋建設について触れていない。南北線（高速道路建設）は中止になったということか。	1	「千代川水系河川整備計画」は、千代川大臣管理区間における今後の河川整備に関する計画内容を示す資料であり、道路の整備計画に関する内容については示していません。

## 【回答の色分け】

黒字:ご意見に対する説明

青字:本文参照ページ

# 変更原案に対する意見概要

千代川水系

分類	小分類	意見要旨	意見数	回答(案)
その他-4	大臣管理区間外	・千代川から分離された湖山池は塩水遡上し塩害が発生している。防潮用の水門で調整するも水質は改善されていない。千代川本川の水を流し、ちょうど良い汽水になるよう検討してもらいたい。	1	「千代川水系河川整備計画」は、千代川大臣管理区間内における今後の河川整備に関する計画内容を示す資料です。 湖山川、湖山池は千代川大臣管理区間外のため、同河川の水質にかかる管理、水質改善、検討に関しましては、管理者である自治体において実施、判断されるものと認識しております。 頂いた意見については、管理を行っている自治体へ情報提供させていただきます。
その他-5	大臣管理区間外	・千代川水系上流砂見川の支流小原川は令和3年7月7日から3日間の降雨により自然護岸が決壊した。河川整備を河川整備計画に盛り込んでほしい。	1	「千代川水系河川整備計画」は、千代川大臣管理区間内における今後の河川整備に関する計画内容を示す資料です。 砂見川については同じ千代川水系ではありますが大臣管理区間外であり、同河川の整備計画に関しましては、管理者である自治体において策定、判断されるものと認識しております。 頂いた意見については、管理を行っている自治体へ情報提供させていただきます。
その他-6	大臣管理区間外	・千代川約7kmの途中川下に位置する国府町玉鉾から東大路の集落は、その水域の殆どが県の管理区域でなく、市管理であり、広大な面積の雨水を集め流れる河川としては脆弱である。特に杉崎地内には上流からの土砂がたまり、土手や側道もないことから水害の被害が毎年続いているので根本的対策を望みます。	1	「千代川水系河川整備計画」は、千代川大臣管理区間内における今後の河川整備に関する計画内容を示す資料です。 ご意見を頂いた区間の河川については同じ千代川水系ではありますが大臣管理区間外であり、同河川の整備、管理に関しましては、管理者である自治体において実施、判断されるものと認識しております。 頂いた意見については、管理を行っている自治体へ情報提供させていただきます。
その他-7	大臣管理区間外	・清水川下流域は、数年毎に冠水する。この地域に遊水池として治水緑地公園を計画、整備してはどうか。	1	「千代川水系河川整備計画」は、千代川大臣管理区間内における今後の河川整備に関する計画内容を示す資料です。 清水川については同じ千代川水系ではありますが大臣管理区間外であり、同河川の整備、管理に関しましては、管理者である自治体において実施、判断されるものと認識しております。 頂いた意見については、管理を行っている自治体へ情報提供させていただきます。

## 【回答の色分け】

黒字:ご意見に対する説明

青字:本文参照ページ